

対象となる主な減価償却資産

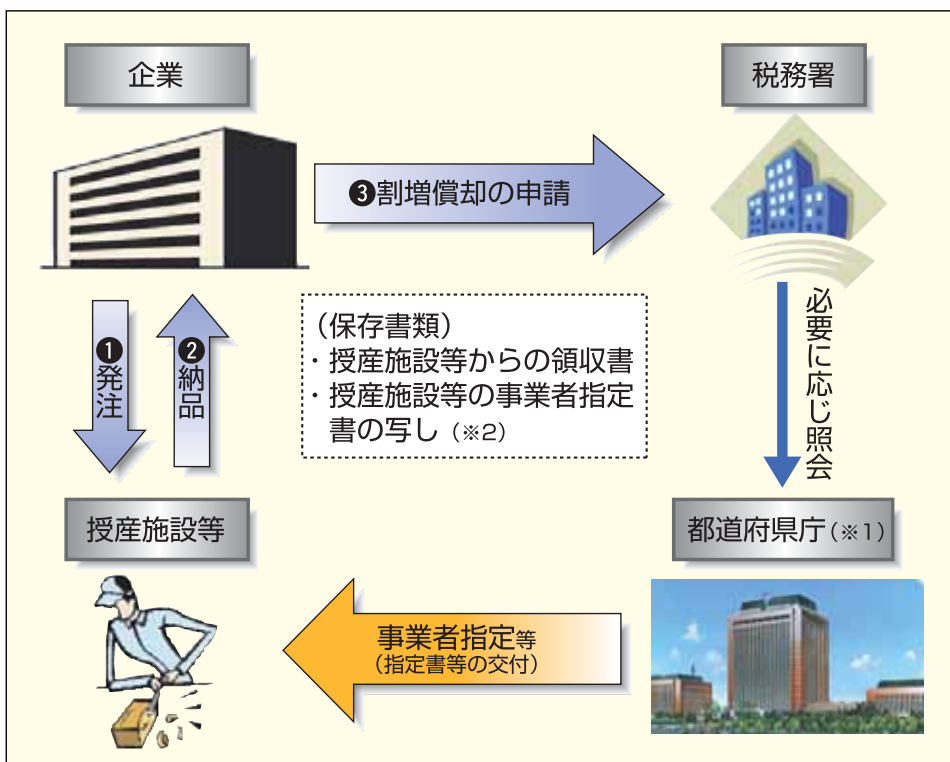
(3年以内に取得した資産に限る)

1年以上の長期保有資産で取得価格が20万円以上の物

- ▼ 建物やその付属設備 (冷暖房設備・照明設備・エレベーターなど)
- ▼ 機械や装置 (工作機械・印刷機械・食料製造機械等)
- ▼ 車両や運搬具 (自動車・フォークリフトなど)
- ▼ 工具や器具・備品 (事務机・キャビネット・応接セット・パソコン・コピー機・医療機器等)
- ▼ 生物 (牛・馬・豚・リンゴ樹・ブドウ樹・ナシ樹 等)

※以上は、減価償却資産の例です。この他にも多くの資産が対象となります。

事務手続きについて (授産施設等の例)



※1 左記は授産施設等の例です。

表中、「授産施設等」が「特例子会社」の場合は「厚生労働省」、「重度障害者多数雇用事業所」の場合は「公共職業安定所」となります。

※2 保存書類は働く場によって以下のものとなります。

- ・ 地域活動支援センターの場合：
市町村等の委託契約書や認可通知書の写し等
- ・ 特例子会社の場合：
厚生労働大臣等が発行した認定書の写し
- ・ 重度障害者多数雇用事業所の場合：
公共職業安定所長が発行する障害者雇用証明の写し



計算例

前提条件

- 企業の発注増加額 30万円の場合
- 企業の所得金額(利益) 600万円(減価償却計上前の所得金額)のとき
- 当該年度の減価償却資産取得として車1台(400万円・耐用年数4年)を購入(定額法による1年当たりの減価償却費は100万円)

◇通常の場合

【計算式】 600万円(所得金額)－100万円(減価償却費)＝500万円(課税標準額)
500万円(課税標準額)×30%(税率)＝150万円(法人税額)

※法人税額＝150万円

◇発注促進税制適用の場合

【計算式】 600万円(所得金額)－130万円(減価償却費)＝470万円(課税標準額)
470万円(課税標準額)×30%(税率)＝141万円(法人税額)

※法人税額＝141万円

※割増償却は、翌年度以降の償却額を前倒して計上するものであるため、翌年度以降の減価償却費は減少することとなります。(直近年度の税額を抑えるというメリットがあります。)

※計算式は法人税率を30%と仮定して計算しているため、実際の額とは異なります。

厚生労働省ホームページより

